

世田谷区本庁舎等整備基本設計業務委託公募型プロポーザル
一次審査に関する質問回答

NO	資料名	頁	質問内容	回答
1	プロポーザル説明書	2	(2) 事業概要_①事業スケジュールに「平成 32 年度 (2020 年度) からの工事着手を目標とする。」とありますが、設計業務工程の提案や実際の進捗状況等により、工事着手目標が平成 31 年度に繰り上がる可能性も有り得るのでしょうか。	繰り上がる可能性はありません。
2	プロポーザル説明書	2	15・16 行 ①事業スケジュール (予定) について、平成 32 年度 (2020 年度) からの工事着手を目標とするとあるが、平成 32 年度中の工事着手を目標とするとの認識で宜しいでしょうか。	貴見の通りです。
3	プロポーザル説明書	4	図 2-1 東敷地・西敷地・区道による建築基準法第 86 条第 1 項の適用は可能でしょうか。	関連法令を確認の上、ご提案下さい。
4	プロポーザル説明書	4	図 2-1 東敷地・西敷地・区道による建築基準法第 86 条第 1 項の適用が可能である場合、区道からの高度斜線及び区道による日影規制は緩和されるものと考えてよろしいでしょうか。	関連法令を確認の上、ご提案下さい。
5	プロポーザル説明書	4	図 2-1 東敷地と西敷地の機能上の一体利用を理由とした、区道の上空占有 (歩行者デッキ) や地下占有 (駐車場車路) は可能でしょうか。	関連法令を確認の上、ご提案下さい。
6	プロポーザル説明書	4	図 2-1 区道の上空占有 (歩行者デッキ) や地下占有 (駐車場車路) が可能な場合、占有の個所数や占有の幅員に制限はございますか。	関連法令を確認の上、ご提案下さい。

NO	資料名	頁	質問内容	回答
7	プロポーザル説明書	9	各技術者の業務実績に記載できるものは、業務の時期について定めはないと解釈して宜しいでしょうか。	貴見の通りです。
8	プロポーザル説明書	10	5(1) ⑧に「技術士(造園部門)」と記載ございますが、日本技術士会に問い合わせましたところ、技術士に造園部門はないと回答がありました。1級造園施工管理技士と置き換えて理解してよろしいでしょうか。	技術士(造園部門)は、技術士[建設部門](都市及び地方計画)と読み替えてください。
9	プロポーザル説明書	13	②提出部数 ア 一次提案書…2部(正1部、写し1部) イ 設計企業体協定書…3(写し3部)と考えてよろしいでしょうかご教示ください。	貴見の通りです。
10	プロポーザル説明書	13	一次提案書の表現方法について、模型写真及びパースによる表現は不可とありますが、上記以外の文章を補うためのイラスト図、イメージ図、イメージ写真、ダイアグラムについては許容されると考えてよろしいでしょうか。	貴見の通りです。
11	プロポーザル説明書	19	13 その他(5) 「委託契約の相手方がJVとなった場合は、工事監理業務委託については当該JVの代表構成員との契約となる場合がある。」とありますが、工事監理についても構成員も含めJVとして監理業務を受託することは可能でしょうか。	現時点では未定です。
12	提出資料作成要領	4	実績記載内容が全て確認できれば、実績を証する資料は表記されている物の、いずれかを添付すれば良いという理解で宜しいでしょうか。	貴見の通りです。
13	提出書類作成要領	2	仮駐車場用地について近接地に約850㎡の敷地を確保するとありますが、具体的な敷地があればお教えいただけますでしょうか。	仮駐車場用地は、第二庁舎より南に概ね150mの位置にあり、駐車台数としては、普通自動車24台程度の駐車が可能な敷地です。

NO	資料名	頁	質問内容	回答
14	提出資料作成要領	4	提出資料作成要領の2. (3) 一次審査に関する書類等の一次提案書様式12-1～-3について、「パース」による表現は不可となっておりますが、提案内容説明のために必要とするスケッチ的表現であれば可と考えてよろしいでしょうか。 また、可否の判断基準をご教示願います。	提案内容説明のために必要とするスケッチ的表現であれば可とします。
15	提出資料作成要領	1	11行 当該道路が目的とする災害時の機能をご教示願います。	当該道路は、世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画における地区防災施設6号に位置づけられています。 詳しくは、下記資料をご確認下さい。 パンフレット： http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00123694_d/fil/pamphlet79-1.pdf 地区計画等計画書： http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00123694_d/fil/chikukeikaku79.pdf
16	提出資料作成要領	1	11・12行 災害時の機能が担保されていれば、道路線形（区域）を変更することは可能でしょうか。	関係法令、手続きを考慮の上、提案することも可とします。
17	提出資料作成要領	1	11・12行 災害時の機能が担保されていれば、歩行者専用道路とすることは可能でしょうか（日常的な東敷地と西敷地の一体利用は可能か）。	提案資料作成要領に記載の通り、歩行者自転車専用道路とすることは可能です。
18	提出資料作成要領	1	11・12行 区道とするための路面舗装や排水、構造物等の条件をご教示願います。	舗装や排水、構造物等の条件は、具体の計画作成後、道路管理者（区）との協議により決定します。
19	提出書類作成要領	1	(1) 敷地中央の区道取扱いについて、区道の廃道決定はいつ頃と予定されておりますでしょうか。ご教示ください。	提出資料作成要領 1 (1) により、本提案においては区道の廃止を前提としないこととしています。

NO	資料名	頁	質問内容	回答
20	提出書類 作成要領	2	(11)工期について、工期には解体工事 も含まれるのでしょうか。	貴見の通りです。
21	提出資料 作成要領	2	(8) 仮駐車場用地について、駐車場 動線や駐車台数等の検討の為、具体的 な位置、形状をご提示頂く事は可能で しょうか。	仮駐車場用地は、第二庁舎より南に概 ね 150mの位置にあり、駐車台数とし ては、普通自動車 24 台程度の駐車が 可能な敷地です。
22	提出資料 作成要領	4	配置技術者の資格・実績等の確認資料 実績を証する資料として、PUBDIS 登 録の写しを添付の場合、契約書の写 し、図面、実績、体制表等は添付不要 と考えてよろしいでしょうかご教示く ださい。 尚、PUBDIS 登録がない場合の業務の 完了が確認できる資料として確認済 証、完了通知書、業務報酬振込明細書 等と考えてよろしいでしょうかご教示 ください。	PUBDIS 登録の写しで実績や立場等、 評価に必要な事項が確認できる場合は 他の資料の添付は不要です。 業務の完了に関しては、お見込みの通 りの資料等による確認でも可能です。
23	様式 8		(様式 8) 事業者の概要 下記、《注意事項》については削除し て書類を作成することは可能でしょう かご教示ください。 事業者概要の作成は協力事務所につい ては添付不要と考えてよろしいでしょ うかご教示ください。	様式の変更は行わずに、記入欄が不足 する場合は、別紙として記載して下さ い。 協力事務所についての事業者概要は添 付不要です。
24	様式 8		単体企業で応募する場合、応募者名と 事業者名は同一と理解して宜しいでし よか。	貴見の通りです。
25	様式 11-1 及び 様式 11-2		「一次提案書提出日までに業務が完了 した同種・類似業務の実績」の三物件 の別欄（8000 m ² 以上の免震構造建築 物の実績）において、上記 3 物件の同 一物件を記載するのか、別の物件を記 載するのかをお示しください。さら に、別物件を記載の場合の配点差があ ればお示しください。	上記 3 物件に免震構造建築物がある場 合は、同一物件の記載でも構いません。 なお、別物件、同一物件の区別による 配点差はありません。

NO	資料名	頁	質問内容	回答
26	様式 11-1 及び 様式 11-2 様式 11-3		業務実績の物件 3 件の欄について、免震の場合と非免震の場合の配点差があればお示してください。	免震、非免震の区別による配点差はありません。
27	様式 11		業務実績 3 件について、基本設計・実施設計での配点差があればお示してください。	基本設計、実施設計の区別による配点差はありません。
28	様式 11-1 ～10		保有資格が 3 つ以上ある場合は、代表的な 2 つの資格までを記入すると考えて宜しいでしょうか。	本業務遂行に有効な資格を保有する場合は、保有資格欄のみを記入した様式（11-1～10）を追加して提出して下さい。 ただし、保有資格は『参加資格』の確認であり、一次審査評価点の対象ではありません。
29	評価要領	3	<提案テーマ 3>の技術提案書について、配置ゾーニング図中に記載される説明文については、読みやすい大きさに適宜調整を行い、10.5 ポイント未満としても差し支えありませんでしょうか。	図中に記載する説明文については、10.5 ポイント以上として下さい。なお、凡例等の表記については、読みやすい大きさに調整しても差し支えありません。
30	評価要領	3	<提案テーマ 3>の技術提案書について、配置ゾーニング図以外に提案内容を補完するための文章及びイラスト等を併用してもよろしいでしょうか。	貴見の通りです。
31	参考資料 1 基本構想	33	想定職員数について、現在の各部署ごとの職員数及び世田谷総合支所の職員数についてご教示ください。	追加参考資料 22 をご確認ください。
32	参考資料 1 基本構想	80	配置イメージ案について、地上部面積の合計を 45,000 m ² としておりますが、本技術提案においても同様の条件と想定してよろしいでしょうか。	本提案では、地上部の面積を限定するものではありません。
33	基本構想		現在の各課の人員配置又は各課の面積配分が分かる資料をご提示いただけますでしょうか。	追加参考資料 22 をご確認ください。

NO	資料名	頁	質問内容	回答
34	基本構想	33	(3) 世田谷総合支所 「本庁敷地内」とは、東側敷地、及び西側敷地の総称と理解してよろしいでしょうか。	貴見の通りです。
35	基本構想	44	(4) 建設手順についての災害対策本部室についてのカッコ書き（工事の第一段階は現状西側敷地の第三庁舎とし、第一段階の建設建物が利用可能となればそちらに移転とする）とは、最初に工事に着手する庁舎を第三庁舎とするという解釈で宜しいでしょうか。または災害対策本部機能を最初に運用可能となる新設の庁舎に移転するというのでしょうか。	現在の災害対策本部は第三庁舎にあり、括弧書きについては、災害対策本部を継続させる例として示したものです。 本提案については、工事期間中も含め、災害対策本部を継続できる工事手順（ローリング計画）を提案して下さい。
36	基本構想	42	(2) 広場・緑地について、既存樹木の位置、樹種等の情報があればご提示下さい。	追加参考資料 23 をご確認ください。
37	(基本構想) 基本構想ではなく、世田谷区本庁舎等整備(検討素材)と思われます。	49	各検討パターン比較表の区道廃止によるスケジュールへの影響の欄の区道廃止によるスケジュールへの延長の可能性と記載がありますが、区が想定している具体的なリスクがあればご教示ください。	本プロポーザルにおける提案のための参考資料については、プロポーザル説明書 20 ページに記載の資料となります。 なお、提出資料作成要領 1 (1) により、本提案においては区道の廃止を前提としないこととしています。
38			第一庁舎と第二庁舎をつなぐ地下通路がございますが、位置関係のわかる資料（地階平面図など）を提示いただけますでしょうか。	追加参考資料 24 をご確認ください。
39	参考資料		第一庁舎と第二庁舎を接続する地下通路の図面を提示していただくことは可能でしょうか。	追加参考資料 24 をご確認ください。
40			中庭地下に建築物や工作物があれば、詳細資料をお示しいただけますでしょうか。	参考資料 05 の中庭地下部分平面図及び中庭地下部分断面図をご確認ください。 なお、中庭地下部分平面図の右下が第一庁舎の地階にあたります。

	資料名	頁	質問内容	回答
41			敷地高低差のわかる資料を提示いただけますでしょうか。	参考資料 04（現況本庁舎等の敷地・配置図及び計画敷地図）のCADデータ内の「現況地盤高」レイヤをご確認下さい。
42			周辺道路、及び当該敷地内の地盤レベルが確認できる図面・資料がございましたらいただけますでしょうか。	参考資料 04（現況本庁舎等の敷地・配置図及び計画敷地図）のCADデータ内の「現況地盤高」レイヤをご確認ください。
43			補助 154 号線から西側敷地への車の出入りは可能と考えてよろしいでしょうか。	関連法令を確認の上、ご提案下さい。
44			区民ホールはアマチュアだけでなく、プロの商用利用を想定されていますでしょうか。	基本構想をご参照の上、ご提案下さい。